

◆三宅和広議員 座席番号3番の三宅和広です。

今回の6月定例会では、政和会から3人が質問をさせていただきます。そのトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、子どもの貧困対策の一環としての子どもの生活実態調査の実施と、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例の制定についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、質問事項の1番目、子どもの貧困対策の一環としての子どもの生活実態調査の実施についてお伺いいたします。

私が市議会議員となり初めての定例会であった平成27年12月の定例会で、私は、子どもの相対的貧困率は16.3%と高い。貧困は親子間で引き継がれる割合が高く、貧困の世代間連鎖を断ち切らなければならない。そのためには貧困による教育の格差をなくす必要がある。小・中学生、高校生を対象にした学習教室を市内各所で開講してはどうかと一般質問をさせていただきました。

今年度から、ひとり親家庭学習支援事業として、ひとり親家庭の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒の学習支援事業が開始されました。一歩前進してよかったと思っております。今後、場所や回数を増やしてほしいと思っておりますし、ひとり親ではない世帯にも必要なのではないかと感じているところでございます。

話は変わりますが、先週の日曜日、6月4日に、NHKスペシャル「私たちのこれから#子どもたちの未来」という番組が放送されました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思います。その中で、慶應義塾大学の中室牧子准教授が次のようなことをおっしゃっていました。「残念ながら、我が国の教育は格差を拡大させる方向に動いている懸念がある。我が国では、教育に関しては平等が大切だと政策通念上、多くの人から理解されている。この考えを変え、困難な方には手厚く、ラッキーな状態にある方には負担を多くするという考え方を徹底しなければならない。」というものです。

確かに、家庭の経済状況が苦しいために、習い事ができないとか、もっと勉強したいけど学習塾に行けない、好きなスポーツができない、大学進学をあきらめるという状況は、平等であるがために出てくることであり、公平であり、機会が均等に与えられていれば、こうした状況は出てこないものと思います。教育の機会を均等にするためには、困難な方への手厚い支援が必要であると思われました。

子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を追求できる公平な社会を実現するためには、行政が的確な施策を進めていかなければならないのではないのでしょうか。そのためには、現状を正確に把握する必要があると思っております。

天童市では、山本市長のもと、子育て支援日本一を目指して、これまで高校3年生までの医療費無料化や準要保護認定基準の緩和、第3子以降の給食費の無料化、ひとり親家庭学習支援事業などを実施していただきました。また、保育所の整備、放課後児童クラブの充実、学校の空調設備改修といったものも進めていただきました。

いろいろな施策を進めていただいておりますが、天童市においてもいまだに子どもの貧困問題は存在すると思います。子どもの貧困問題の解決には長い時間がかかると思いますが、多方面からの有効な施策を継続的に実施していくことが必要であります。子育て支援日本一を目指す天童市としてはなおさらのこと、子どもの貧困問題は早急に解決しなければならない問題です。解決するためには、児童・生徒やその保護者の置かれている状況や考え方がどのようなものかを把握し、必要になる政策に優先順位をつけて、積極的に実施していく必要があると思います。

他の自治体では、子どもの生活実態調査を実施し、子どもの貧困問題を解決するための施策に生かしているところがあります。大阪市、武雄市、秋田市、東京都の一部の市や区では既に実施しており、具体的な施策に反映させ始めているようです。これらの市や区で実施している調査は、困難な状況にある世帯だけを対象に実施しているものではなく、困難な状況にない世帯も含めて広く調査することによって、両者を比較し、困難な状況にある世帯への支援策を考えていこうというものです。

調査の対象は、武雄市では小学5年生と中学2年生の児童・生徒とその保護者、及び小学1年生の保護者、大阪市では小学5年生と中学校2年生の児童・生徒とその保護者、及び市内の認定こども園、幼稚園、保育所の5歳児全員の保護者、秋田市では18歳以下の子どもを養育する世帯約3,000世帯を無作為に抽出して実施しています。

また、結果の集計と分析を大学や研究所に委託し、課題の抽出をしているところもあります。

ここで、実際に実施した子どもの生活実態調査の結果の中から一つを紹介したいと思います。武雄市で実施されたものですが、武雄市では、子どもの養育に関して困難度が高い世帯を次のように規定しています。

1つ目の基準として世帯収入が250万円未満の世帯、2つ目の基準として1日3度の食事を与えることができない、あるいは高校に進学できないなど子どもの生活に必要な環境やものが与えられていない世帯、3つ目の基準として公共料金や家賃の滞納経験などがある世帯とし、これら3つの基準のうちいずれか一つでも該当する世帯を困難度が高い世帯としています。全体の19%が該当していたとのことでした。

さて、実際の調査結果でございますが、医療機関の受診について尋ねた設問で、「医療機関への受診が必要であるにもかかわらず、受診しなかった経験がある」と答えた世帯は、先ほど説明した困難度が高い世帯では18.8%、それ以外の世帯では4.4%でした。

受診しなかった世帯に受診しなかった理由を尋ねたところ、「自己負担額を支払うことができなかったため」と答えたのは、困難度が高い世帯では28.9%、それ以外の世帯では2.6%でした。また、「多忙で病院に行く時間がなかったため」と答えたのは、困難度が高い世帯では68.4%、それ以外の世帯では84.2%という結果でした。

この結果から、「受診しなかった経験があると答えた世帯は困難度が高い世帯のほうが高い」「受診しなかった理由は、経済的理由よりも時間的理由である」ということが言えます。

武雄市でも子どもの医療費の助成制度を実施しています。その内容は、1医療機関につき、一月ごとに上限1,000円の自己負担で受診可能になるというものです。医療費が無料の天童市と比べると、保護者の負担は大きいと言えるでしょう。

同じような調査を高校生までの医療費が無料の天童市で実施した場合、どのような結果になるでしょうか。武雄市の結果と比べれば、困難度が高い世帯での受診しなかった経験の割合は減り、多忙で病院に行く時間がなかったと答える世帯が増えるように予想されます。しかし、これはあくまでも予想であり、天童市ではほかの理由で受診しないこともあるのかもしれません。実際に調査してみる必要があると思います。

先ほど御紹介したNHKスペシャルの中で、「貧困の連鎖を断ち切れれば、将来的に所得額と納税額が増え、社会全体に利益をもたらす。費用対効果は16倍である。」ということが言われていました。また、日本財団は平成27年に、子どもの貧困を放置すれば、社会的損失は4兆円と試算しています。

子どもの貧困問題はできる限り早く解決しなければならない問題だと思います。天童市での子どもの貧困の実態を的確に把握し、実情に沿った効果的な政策を実施するために、天童市でも子どもの貧困対策の一環としての子どもの生活実態調査を実施する必要があると思いますが、山本市長のお考えをお願いしたいと思います。

次に、質問事項の2番目、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例の制定についてお伺いします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年に制定され、昨年4月から施行されています。この障害者差別解消法は、第1条で目的を規定しています。長い文章でございますけれども、あえて読ませていただきたいと思います。

「第1条、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と規定しています。

法律の条文は長々と書いていますが、要約すれば、障がいの有無にかかわらず、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するために制定するものだと言えます。

さて、この障害者差別解消法は、第3条で、「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」と規定しています。

これを受け、山形県では、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例を制定し、昨年4月から施行しています。また、山形市では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、ことし4月から施行しています。

ほかにも、八王子市、松江市、別府市、仙台市、新潟市など多くの自治体が障がい理由とする差別解消を推進するための条例を制定しています。

この中の山形市の条例の内容を御紹介したいと思います。山形市の条例は13の条文から構成され、その中身は、「条例の目的」「用語の定義」「基本理念」「市の責務」「市民及び事業者の責務」「市及び事業者における障がいを理由とする差別の禁止」「基本計画の策定」「取り組

み状況の公表」「広報及び啓発」「相談体制の整備」「協議会の設置」「必要事項を別に定めるための委任規定」について定めています。

他の自治体の条文数は21から34ですが、山形市の条例は13と少ないものになっています。その理由は、山形市の場合、勧告や助言、あっせんなどの行政措置については盛り込んでいないためです。これは、さまざまな場面や問題があるために、一律に定義することは難しいとの判断からのようです。山形市では、今後の法律の見直しなど社会情勢を踏まえて再検討することになっているとのことです。

他の自治体の場合は、勧告や助言、あっせんなどの行政措置などについても規定しているほか、配慮しなければならないことなどを具体的に明記したりしています。

以上のように、他の自治体では障害者差別解消法を受け、条例を制定し、施策を進めているところがあります。必ずしも条例を制定しなければならないわけではありませんが、条例を制定するという重みはあるのではないのでしょうか。

天童市でも、障がいを理由とする差別解消を推進するための条例を制定する必要があると思いますが、山本市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

◎山本信治市長 三宅和広議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、子どもの生活実態調査の実施についての、子どもの貧困対策の一環としての子どもの生活実態調査について申し上げます。

山形県では、平成28年11月に子どもの貧困に関するアンケート調査等を実施しました。調査は、市町村などの関係機関や児童養護施設の入所児童に対するアンケートと、生活保護受給世帯への聞き取り調査で構成されております。

調査結果では、「ひとり親家庭への支援を充実する必要がある」「経済的な問題以外にも、子どもたちの心の安定性や自己肯定感の低さなど、目につきにくい問題も見落とさないように努める必要がある」「家庭環境の改善を図るとともに、学習支援など子どもに対する直接的な支援も行っていく必要がある」など、数多くの課題が示されております。

県では、本調査の結果を市町村に情報提供し、市町村とともに今後の施策を検討し、具体的な取り組みにつなげるとしております。

このため、本市では本調査の結果を十分に活用し、県を始め関係機関と連携を図りながら、子どもの貧困対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例についての、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例制定について申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が昨年4月に施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しております。

また、山形県では、昨年4月に、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例が施行され、障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に県民一体となって取り組むことを目指しております。

なお、県内では、山形市がことし4月に同様の条例を施行しております。

本市では現在、第3次障がい者プランの策定を進めております。本プランは、障がいのある人もない人もともに暮らす社会の実現を目指すものであり、第4次山形県障がい者計画や第七次天童市総合計画との整合性を図りながら、さまざまな課題や多様化するニーズに対応する基本的な施策の方向性を示したいと考えております。

このため、障害者差別解消法や県の条例に基づく差別解消の推進については本プランに位置づけ、市民や事業者に対する啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、条例に制定については現在のところ考えておりません。

◆三宅和広議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の子どもの生活実態調査についてお伺いします。

県の方でアンケートを実施されて、いろいろ課題が多くあった、発見できたというような御答弁でございました。

課題が多くあって、それに向けた施策が必要になってくるわけでございますけれども、その課題を全て施策に反映できるんでございませうか。そのところはちょっと難しいのかなと思いますが、その辺のところはお考え、どのようになっていますでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

県の方でも、この調査とともに、調査とは別に山形県子どもの貧困対策推進計画というものをつくっております、県としては、県内全体で市町村とともにこういった計画の推進を図ってまいりたいということでございます。

あと、天童市としましては、先ほど申し上げましたとおり、条例というのは、やはり基本理念的なものが、山形市もそうでしょうけれども、13条からなる基本理念をもとに、大きな方向性は示すのでしょうけれども、天童市におきましては、法律ですとか県の条例に基づきまして、その中で差別の解消に向けた基本的な考え方を第3次障がい者プランの方で、具体的な施策の方向性を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆三宅和広議員 ちょっと今の御答弁は、生活の事態調査についての回答だったんですか。

◎小川博史健康福祉部長 大変申しわけございませんでした。2つ目の質問と勘違いをいたしました。

具体的に生活実態につきましても、やはり県の方でもそういった具体的な方向性というものを出しておりますので、天童市の方としましては、具体的な方向性については考えてまいりたいと考えております。

補足でございますが、山形県の調査、先ほどございましたように、3つの調査で構成されておるという中で、天童市の方でもさまざまな御意見を申し上げて、その中で具体的な貧困の実態、そして、貧困についてどのような対策をとるべきかということを提言しております。そして、それに基づいてアンケート調査が結果としてなっておりますので、市町村、そ

してまた県と連携のもとに、さまざまな施策を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 山形県の方で平成28年3月に策定した計画だと思いますが、子どもの貧困対策推進計画というものが掲げられております。その中に数値目標というものがあまして、子どもの貧困の現状把握や社会資源の調査等を踏まえ、支援体制の整備計画を策定する市町村数というものがあります。これでは、平成32年度まで全市町村で達成されることを目標としています。

県が市町村に整備計画の策定を求めていると思いますが、整備計画を策定する上で、子どもの貧困の状況を把握する必要があるのではないのかなと思います。

子どもの相対的貧困率が16.3%という数値がよく聞かれますけれども、この数値は全国平均のデータであって、市町村別のデータではありません。山形大学の戸室准教授が独自の方法で試算したものがあります。都道府県別の子どもの貧困率を算出しておりますが、2012年の時点で、全国平均で13.8%、貧困率が最も高かったのは沖縄県37.5%、山形県は12%で24位という結果でした。

都道府県毎の貧困率に大きな差が出ています。この状況は、市町村レベルとして考えた場合も同じようなことが言えるのではないのかなと思っております。県が全県的に調べたデータでは、市町村別の状況というものが把握できないのではないのかなと。そういった意味からも、天童市での状況を把握するために、天童市独自のアンケート調査、実態調査というものが必要ではないのかなと思いますが、その辺のところ、いかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

先ほど市長答弁ございましたとおり、県の方のアンケート調査につきましても、県としましても、市町村とともに、県の方から積極的に情報提供しながら、県も市町村と一緒に連携しながら、県全体の貧困対策に取り組みたいというような意思でございますので、天童市としましては、そういったことを受けながら、天童市の方でも県と連携して対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆三宅和広議員 県のアンケートを利用して、県と連携をしながらということでございます。

同じく、この子どもの貧困対策推進計画の中に具体的な取り組み事項が挙げられておるようでございます。その具体的な取り組み、実施主体が市町村または地域とされているものが66項目ありました。県が定めた計画ですので、県と連携しながら天童市としては進めているということでございますので、どのようになるのかわかりませんが、全てこれらを、66を全部実施しなければならないものでもないでしょうし、選んだ上で臨んでいくことになるのかなと思います。

そのときに、天童市として優先順位のようなものをつけなければならないか。66の中でできるものがどれで、できるものの中で優先順位をつけて実施していく必要が

出てくるのかなと思うんですが、そのときに、実態を調査した上で、実態に踏まえて優先順位なりをつけていく必要があるのではないかなと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

先ほど議員の方から、平成 24 年の貧困率が 16.3%、そして山形大の戸室准教授の方が示されたのが、全国が 13.8%で、山形県が 12.0%という数字でございます。やはりそれ以上の細かい各市町村毎の数値というものは出ていないわけでございます。

ただ、しかしながら、我々としましては、個々の御家庭と直接接する立場にあります。そういった中で、さまざまな御家庭の様子を伺いながら、そういう経済的な困難を抱えている状況を適切に把握しながら、個々に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆三宅和広議員 個々に対応したものが、情報がおありだというのはよくわかります。ですけども、先ほど御紹介しました他市の状況を見ると、貧困の困難な状態の世帯と、それから、それでない世帯も含めて調査をして、それを比較した上で必要な施策をどうかということを考えているところがありますが、そういったお考えはないでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 先ほど答弁ございましたが、現在のところ、市独自でこういった調査を行うという考えはございません。ですので、先ほど申し上げたように、県全体のアンケート結果は出ているわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、このアンケートでございますが、かなり県の方でも、1つ目の関係機関へのアンケートについては、市町村すべて、あと児童相談所、保育所、幼稚園、さまざまな機関、1,175 の機関に依頼しており、そしてまた児童養護施設、あと入所児童、そういった方々には5つの施設と 141 人の児童からアンケートをとっています。

あと、山形県で特徴的なものは、先ほど御紹介いただいた自治体ではやってはいないと思うんですが、実際に生活保護受給されている御家庭、82 世帯の方に訪問して聞き取り調査を行ったということがありますので、やはり山形県の調査の特徴としましては、子どもの貧困の現状というものが強く出ているのかなと、私自身考えております。

そういったことでございますので、天童市としましては、山形県の調査を基本としながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

◆三宅和広議員 わかりました。

子どもの貧困問題の解決、人口減少問題の解決につながるものだと思いますので、県のアンケート等を利用して、一日も早く子どもの貧困が解消されるように考えていただければよろしいのかなと思います。

なお、今後、天童市独自のアンケート調査の実施などについても配慮いただければ助かるのかなと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の2番目、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例について再質問させていただきます。

第3次障がい者プランを制定して取り組んでいきたいというような御回答だったと思いますが、この障がい者プラン、制定手続はどのようにとられる予定でしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

このプランでございますが、障害者基本法に基づき策定するものでございます。先ほど申し上げましたように、県の上位計画、そしてまた天童市の総合計画、次期総合計画でございますが、こういったものと整合性を図りながらつくっていくという、いわゆる行政計画でございますので、これは今現在進めておりますが、市内の関係者の方々の御意見を伺う、そしてまたアンケート調査、あとパブリックコメントなどを行いながら策定をしていきたいと考えております。年内の完成を目指しているところでございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 関係団体等にアンケート調査等を行い、それからパブリックコメントもってということでございますが、国の法律である障害者差別解消法第3条で地方公共団体に求めている必要な施策を策定し実施することというもの、これは条例の制定まで求めているものではないというのは私も理解しています。ですけれども、条例を定めていけないというものではないわけなので、条例を定めた方がいいのではないのかなと思います。

というのは、条例と計画では重みが違うのではないのかなという気がします。市民を巻き込んだ活動を進める必要があるわけなんだろうが、議会が制定に関わる条例、こちらの方がより市民を巻き込むことができるのではないかな。それから、天童市として独自の条例を制定することによって、法律の趣旨をより徹底できて、目的を達成することができるようになるのではないかなと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

ちょっと説明長くなりますが、障害者差別基本法でございますが、この中では、国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないということで、国民の責務を定めております。また、県の条例でございますが、県民及び事業者は、障がい及び障がい者についての理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとする、県民等の役割を定めているということでございます。

このように、国・県において国民、そして県民の役割等々を定めております。そして、基本的には、こういう障がい者差別解消に係る理念というものがどちらでも同じ方向性で示されておりますので、計画よりも条例が上位にあるというのは我々も認めるところでございますが、やはり具体的に何をするか、どういった施策をするかというのはやはり計画だと考えております。

そういったことから、いわゆる法律、そしてまた県の条例、あとは県の上位計画に基づきまして、より具体的な計画を、天童市が今後行うべき計画をプランの中に明記していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

◆三宅和広議員 県の条例があって、それが基本理念のようなものを定めておいて、天童市で実施する実行段階のものは天童市で定める計画で定めていきたいというようなお考えだと思いますが、天童市においてもこういった基本理念を定めた条例があると思います。制度とか政策とか理念とか基本方針を示して、基本方針に沿った措置を講ずべきであるということを決めるのが基本法と言われておりますが、その基本法的なものが天童市においても実際にあるわけなんです、例えば天童市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例とか、中小企業振興条例、防犯推進条例、暴力団排除条例、地元産酒等による乾杯を推進する条例、こういったものがあります。

例えば、天童市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例は、条文の中身が、目的、基本理念、市の責務、市民の責務、歯科医療等関係者の責務、保健医療等関係者の責務、計画の策定、基本施策を定めています。

これを受けて、天童市では第二次健康てんどう 21 行動計画などを定めているのかなというふうに私は解釈したんですが、こういったものと同じように条例を定めて、それを受け計画を策定するというように規定をして、この条例を受けて障がい者プランというものが策定されるという方がよりすっきりするとか、はっきりするとか、明確になる、そのように感じるわけなんです、いかがでしょうか。

◎小川博史健康福祉部長 お答え申し上げます。

たしか2年前、中小企業振興条例の策定に携わった立場でございます。やはりこれも全くの基本理念でございまして、天童市内の中小企業の振興をどうするかという立場から、基本的な施策を、いわゆる方向性を出しました。それに基づきまして、こちらの場合は特に計画はございません。個々の経済部のさまざまな施策の中で、年度年度の予算をつけていただきながらやっております。

ただ、今回の場合は、いわゆる条例はなくても、いわゆる国の障害者差別法がございまして、法律に基づくというのが一番大切だと思います。そしてまた今回は県の条例もございまして、より具体的に障がい者の差別を解消するにはどうすればいいのかと、いわゆる広報活動が一番中心になってくるとは思うんですが、そういったものを今後10年間の障がい者プランの中にしっかりと位置づけて、市民の方々、そして事業者の方々にも御理解いただくのがいいのかなと考えております。

そういった考え方から、現在のところは条例ではなくて、プランの方の策定を進めているというところでございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 県の条例があるので市としては必要ないという御判断のようでございますが、私は個人的には、やはり天童市は天童市としての理念を明確にする条例を定めるべきではないのかなと思います。ぜひその辺のところは今後検討していただければよろしいのかなと思います。

7月に政和会で大分県別府市の方に視察に行つてまいります。別府市で定めている「障害のある人もない人も安心して暮らせる条例」、これは別府市では「ともに生きる条例」と言っているようでございますが、この「ともに生きる条例」について視察してくる予定でございます。視察内容についてお知らせしたいと思いますので、今後、その3次の障がい者プラン策定の際に利用していただければよろしいのかなと思います。

天童市でも、障がいを理由とする差別の解消を推進するための条例制定を前向きに御検討いただけることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。